特約事項

第１条　この契約は、長期継続契約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する契約をいう。）であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の金額が減額され、又は削除された場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除しようとする場合は、変更し、又は解除しようとする会計年度の初日の前までに、受注者にその旨を通知しなければならない。

３　受注者は、第１項の規定により発注者が契約を変更又は解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害を発注者に請求することができない。

第２条　受注者は、発注者が仕様書で委託業務の完了前に部分払の支払いを約した場合においては、履行部分に相応する契約金額相当額の１０分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、当該履行部分を他の部分から切り離すことができる場合、又は同一の業務を反復継続して行うことを内容とする契約にあっては、仕様書に別に定める額、又は履行部分に相応する契約金額相当額の１０分の１０以内の額を請求することができる。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の検査を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１０日以内に、前項の検査を完了しなければならない。

４　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から３０日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、仕様書に別に定めた場合を除き、次の式により算定する。この場合において第１項の契約金額相当額は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、当該協議を開始した日から１４日を経過する日（発注者があらかじめ協議の期限を定めた場合にあっては、当該期限）までに協議が調わないときは、発注者が定めるものとする。

　部分払金の額≦第１項の契約金額相当額×（９／１０）（当該履行部分を他の部分から切り離すことができる場合、又は同一の業務を反復継続して行うことを内容とする契約にあっては、部分払金の額≦第１項の契約金額相当額×（１０／１０））

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中の「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。